政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百七十号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年一月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「七十三人」を「七十五人」に、「五十四人」を「五十六人」に改め、附則第七項中「令和三年一月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和三年二月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百七十一号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、二七五人」を「一、三四一人」に改め、同表合計の項中「三〇〇、七三九人」を「三〇〇、八〇五人」に改める。

附　則

この政令は、令和三年二月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百七十二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十二月二十八日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百七十三号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）の施行に伴い、及び令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正）

第一条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令

第一条第一項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第三条の表、第四条第四項及び第七項並びに第七条の表中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

（厚生年金保険法施行令及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第一項第六号、第二項第七号、第三項第六号及び第四項第七号

二　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第五条第一項第九号